

職業紹介事業許可 有効期間更新説明会

動画の中に、
動画視聴後に回答いただく
アンケートに必要なパスワードが
表示されます。

愛知 Aichi Labour Bureau
労働局

愛知労働局
需給調整事業部

本動画の内容について

① 求人・求職申込み

② 取扱職種等の範囲

③ 労働条件の明示等

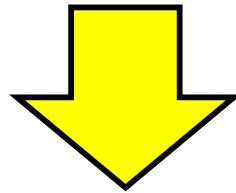
④ 帳簿書類の備え付け

⑤ 職業紹介事業者に係る情報提供

①求人・求職申込み

求人・求職の受理の原則

職業紹介事業者は、求人申込み及び求職申込みは原則として、全て受理しなければならない



求人求職受理の原則は、**取扱職業の範囲**及び**取扱職種**の**範囲等**の範囲で適用される。

求人・求職申込みの不受理

※ただし、以下の場合には受理しないことができます。

求人

- ① 申込みの内容が法令に違反するとき
- ② 申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當であると認められるとき
- ③ 一定の労働関係法令違反の求人者による求人
- ④ 求人者が労働条件の明示をしないとき
- ⑤ 暴力団員等による求人

求職

- ① 申込みの内容が法令に違反するとき

闇バイトに関する不審情報の掲載防止

「いわゆる「闇バイト」に関する不審情報の掲載防止のためのチェックリスト」に沿って、取組内容の確認をお願いします。

いわゆる「闇バイト」に関する不審情報の掲載防止のためのチェックリスト

記入日： 年 月 日

事業者名称	<input type="checkbox"/> 職業紹介事業者
作成担当者	<input type="checkbox"/> 募集情報等提供事業者を行う者
連絡先 (電話)	(部署)
	(メール)

求人者チェック

(1) はじめてサービスを利用する求人者^{※1}について、以下のいずれかの手法により、すべての求人者の存在確認、事業実態の確認を行っていますか。

① 現地訪問等による求人者の職員と対面での確認

② インターネット上で利用登録をする求人者について、法人番号を活用した確認や求人者HP等により確認

③ インターネット上で利用登録をする求人者について、登記簿事項証明書や開業届等の公的書類を提出させ確認

(実施している確認方法について具体的に記載してください)

(2) (1)の確認を開始する前から貴社サービスを利用している事業者についても、(1)による確認を行っていますか。(過去に当該求人者に係る求人広告を掲載し、実際に就業実績があった等により、上記確認を行う必要がないと考えられる求人者を除く)

はい いいえ

(実施している確認方法について具体的に記載してください)

2 求人^{※2}広告チェック

^{※1} 「求人者」について募集情報等提供事業者を行う者の場合は「労働者の募集を行う者」と読み替えてください。

^{※2} 「求人」について募集情報等提供事業者を行う者の場合は「募集」と読み替えてください。

(1) 求人広告(過去に掲載した求人広告の記載を全く変更しない)を再掲載するもの、過去に掲載し掲載内容がなくなった求人広告について新たに就業期間のみ記載を変更し掲載するもの(除く^①)については、以下のいずれかの手法により、すべての求人広告の内容の確認をしています。

① 求人広告について、「闇バイト」「真バイト」「向井」等、違法・有害な表現であることを示唆する表現や「受け手」「出し手」「かけ手」「誰かの仕事」等、犯罪の実行者の募集を示唆する表現を検知するシステム等を導入の上、同システム等により求人内容を確認し、検知した求人について不自然な労働条件設定等を自覚により確認

② 求人広告について、上記表現の記載や不自然な労働条件設定等を自覚により確認

③ 実質的に上記と同程度の効果が得られる仕組み

はい いいえ

(実施している確認方法について具体的に記載してください)

(2) いわゆる「マーケティング型」サービスにおいて、求人広告の掲載管理において、収集する求人広告の掲載元における事業者による求人広告が掲載されない仕組みを確認する等、有害表現又は違法・有害な表現のある求人広告を掲載しない仕組みを行っていますか。

はい いいえ

(実施している確認方法について具体的に記載してください)

(3) 自覚の度により違法又は有害と思われる表現に係る求人広告を取り分けられ、求人者に問い合わせる等の対応を行っていますか。

はい いいえ

(実施している確認方法について具体的に記載してください)

(4) (1)～(3)の確認をしてもなお、求人者に不審な点がある場合には、求人広告の掲載前に、掲載可否や掲載後の対応を行っていますか。さらに、当該不審な点がある求人広告について就業情報開示及び就業情報開示本部に連絡することを実施していますか。

はい いいえ

(実施している確認方法について具体的に記載してください)

(5) 過去の募集情報と結果を比較できるように広告等を見受けられることと併せて、広告等による募集情報を提供する場合、就業状況等発生後4年以内に対応しない懸念を有するためには、**求人者の匿名公表**、**匿名での問い合わせ**、**匿名での問い合わせ**、**匿名での問い合わせ** (以下「匿名した問い合わせ」)を拒否する仕組みを構築していますか。掲載した求人広告が掲載されたことと併せて、匿名での問い合わせが寄せられていることと併せて、匿名での問い合わせが寄せられていることと併せて、匿名での問い合わせが寄せられていることを確認していますか。

はい いいえ

(実施している確認方法、実施状況について具体的に記載してください)

(6) (1)より違法又は有害と思われる表現に係る求人広告が掲載されたことを自覚した場合は、直ちに当該求人広告の掲載を中止する等、必要措置が可能なようにする措置を講じていることを確認していますか。さらに、当該求人広告について就業情報開示及び就業情報開示本部に連絡することを実施していますか。

はい いいえ

(実施している確認方法について具体的に記載してください)

(7) 当該求人広告の掲載と上記の理由等によって、関連する連絡が来ると、当該求人広告に関する情報の提供を行うことを実施していますか。

はい いいえ

(実施している確認方法について具体的に記載してください)

②取扱職種等の範囲

取扱職業の範囲

有料職業紹介事業の取扱職業の範囲

⇒求職者に紹介してはならない職業(禁止業務)がある

港湾運送業務に就く職業

港湾労働法第2条第2号に規定する港湾運送の業務又は同条第1号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として厚生労働省令で定める業務

建設業務に就く職業

土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務

取扱職種の範囲等の明示

職業紹介事業者は、求人者及び求職者に対して、以下の事項を、求人の申込み又は求職の申込みを受理した後、すみやかに書面の交付により明示しなければならないこと。

(書面の交付を受けるべき者が希望した場合にファクシミリ、電子メール等も可)

明示が必要な事項

- ・取扱職種の範囲等
- ・手数料に関する事項
- ・苦情の処理に関する事項
- ・求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項
- ・返戻金制度に関する事項

★加えて、令和7年4月1日以降に求人者から求人の申込みがあった際には、**求人者に対する違約金規約を設けている場合には規約を明示**すること。

取扱職種の範囲等について

取扱職種の範囲等の明示（労働安全法第22条の13、労働基準法第24条の5）

参考例3

求人者・求職者の皆様へ

・ 事業所名 **〇〇〇** 許可番号 (23-ユ-××××)

●取扱職種の範囲等

・ 職種は **▽▽▽▽** ・ 地域は **□□□□**

●手数料に関する事項

・ 求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

〔注〕 提出する手数料の額を、提出する手数料表の内容を全て参照すること（加算として徴収することも可）

サービスの種類及び内容	手数料の徴及び負担者
求人受付けの事務費用	手数料負担者は 求人者 とします。
求人受付け後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職探しサービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就労後1年間に支払われる賞金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u> </u> %（または <u> </u> 円） 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就労後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賞金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u> </u> %（または <u> </u> 円） 手数料負担者は 求人者 とします。
求人者の実業に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職探しへの付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就労後1年間に支払われる賞金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u> </u> %（または <u> </u> 円） 手数料負担者は 求人者 とします。

・ 求職者からは手数料は徴収いたしません。

〔注〕 求人者から徴収する手数料のみならず求職者から徴収する手数料についても明示が必要

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 **〇〇〇〇** 連絡先 **(△△△△) △△-△△△△**

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

(1) 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱責任者は職業紹介責任者の**〇〇〇〇**です。

(2) 当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員は**〇〇**課の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者**〇〇〇〇**とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者研修会を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人情報の取扱いに際して、当該情報に係る本人からの情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や就業経験等客観的事実に基づく情報の開示を適宜行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む、以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、適宜訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への通知に努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者（誠意を持って適切な取扱いを行うこととする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者**〇〇〇〇**とする。

●返戻金制度に関する事項

・ 当事業所は返戻金制度を設けています。返戻金制度の内容は以下のとおりです。

紹介した人材が、自己の都合により、1か月未満で退職した場合は紹介手数料の〇%相当額、3か月未満で退職した場合は〇%相当額、6か月未満で退職した場合は〇%相当額を返金

〔注〕 返戻金制度を設けることが望ましいが、設けていない場合にはその旨記載すること。

取扱職種・範囲や手数料に関する事項など、労働局に届け出た内容と一致していることを確認してください。

返戻金制度を設けることが望ましいですが、設けていない場合は、その旨記載してください。

個人情報取扱いについて1

個人情報の取扱い

★は令和4年10月施行

① 個人情報の収集、保管及び使用

- ・ 求職者の個人情報を収集する際には、**業務の目的を具体的に明示すること**。★
- ・ 本人から直接収集する等適法かつ公正な手段によること。
- ・ 個人情報の保管または使用は、収集目的の範囲に限られること。
- ・ **求人者に対して求職者の個人データを示す行為(第三者提供)の留意点**

法令に基づく場合を除き、本人の同意を得ないで個人情報を第三者(求人者等)に提供することを禁止している。

注意

求人者に対して求職者の個人データを示す行為は「第三者提供」に該当

求職申込書に、個人データが求人者に提供されることに関する**同意欄**を設けること等により、**必ず求職者から同意をあらかじめ得るようにすることが必要**となる。

*「同意」の取得方法は、特段の要式行為とされているものではないが、トラブル防止等の観点からも、書面による取得など事後に「同意」の事実を確認できるような形で行うことが望ましい。

個人情報取扱いについて2

② 個人情報の適正管理

- ・ 個人情報に関し、適切な措置を講ずるとともに、求職者からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないこと。

- ・ 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置
- ・ 個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置
- ・ 正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置
- ・ 収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置

- ・ 求職者等の秘密に該当する個人情報が知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知らされることのないよう、厳重な管理を行わなければならないこと。

- ・ 個人情報の適正管理に関する規程を作成し、自らこれを遵守し、かつ、その従業者にこれを遵守させなければならないこと。

- ・ 個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項
- ・ 個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項
- ・ 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正(削除を含む。)の取扱いに関する事項
- ・ 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項

- ・ 本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、本人に対して不利益な取り扱いをしてはならないこと。

③労働条件の明示等



- ① 求人者は職業紹介事業者に対して
- ② 職業紹介事業者は求職者に対して
- ③ 労働条件等を
- ④ 書面の交付により明示する必要があります。

明示した労働条件を変更する場合、求人者は求職者に対し、変更内容等を書面の交付等により明示（変更明示）

労働条件の明示について

明示が必要な事項

★赤字は2024年4月より追加

- ①業務内容(変更の範囲含む)
- ②雇用期間(更新上限含む)
- ③試用期間
⇒試用期間の有無、試用期間がある場合はその期間
- ④就業場所(変更の範囲含む)
- ⑤労働時間・休憩・休日
- ⑥時間外労働の有無
- ⑦賃金
- ⑧社会保険・労働保険の適用
- ⑨労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称
- ⑩派遣労働者として雇用する場合はその旨
- ⑪受動喫煙防止措置

参考例1-1

記載例

令和 年 月 日

求人者氏名又は名称	株式会社〇〇電機工業
業務内容	(雇入れ直後) 電機部品製造 (変更の範囲) 雇入れ直後の従事すべき業務と同じ
契約期間	<input type="checkbox"/> 期間の定めなし <input checked="" type="checkbox"/> 期間の定めあり 雇用契約期間 (令和6年4月1日~令和7年3月31日) 契約の更新 有 (契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断) 通常契約期間は4年を上限とする
試用期間	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
就業場所 (事業所名・住所)	(雇入れ直後) 本社 (名古屋市中区三の丸〇-〇) (変更の範囲) 刈谷工場 (刈谷市〇〇)
就業時間	始業 (8時30分) ~ 終業 (17時30分)
休憩時間	12時~13時 (60分)
休日	土日、祝日 (12/29~1/3を含む)
時間外労働	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (月平均 20時間) <input type="checkbox"/> 無
賃金	基本給 (月給) 25万円 通勤手当 実費支給 (月額上限3万円) 昇給 なし
加入保険	<input checked="" type="checkbox"/> 健康保険 <input checked="" type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険
就業場所における受動喫煙防止措置の状況	屋内原則禁煙 (喫煙室 有)

求人等に関する情報の的確な表示

改正職業安定法（令和4年10月施行）

① 求人等に関する情報の的確な表示の義務付け

- 求人等に関する1～5の情報すべての的確な表示が義務付けられていること。
 1. 求人情報
 2. 求職者情報
 3. 求人企業に関する情報
 4. 自社に関する情報
 5. 事業の実績に関する情報
- ・対象となる情報
広告や連絡手段を通じて提供される求人情報・求職者情報が幅広く対象
- ・対象の広告・連絡手段
新聞・雑誌・その他の刊行物に掲載する広告、書面、ウェブサイト、アプリ等
- 求人情報、求職者情報を正確・最新の内容に保つ措置を講じる義務があること。

② 広告等により求人等に関する情報を提供するに当たっては、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

④帳簿書類の備付け

備え付けるべき帳簿書類

- | | |
|-----------|---------------------|
| 有料職業紹介事業者 | ・求人求職管理簿
・手数料管理簿 |
| 無料職業紹介事業者 | ・求人求職管理簿 |

備え付けるべき場所

職業紹介事業を行う事業所

帳簿書類の様式

任意

帳簿書類の保存期間

求人求職管理簿・・・求人又は求職の有効期間終了後2年間
手数料管理簿・・・・手数料の徴収完了後2年間

求人管理簿について

求人管理簿の記載事項

- ① 求人者の氏名又は名称
- ② 求人者の所在地
- ③ 求人担当の連絡先
- ④ 求人受付年月日
- ⑤ 求人の有効期間
- ⑥ 求人数
- ⑦ 求人職種
- ⑧ 就業場所
- ⑨ 雇用期間
- ⑩ 賃金
- ⑪ 職業紹介の取扱状況

求人管理簿の記載例

求人管理簿

[有効期間の終了後2年間保存]

求人受理番号	① 求人者の氏名又は名称 ② 所在地 ③ 連絡担当者 連絡先電話番号	④ 受付年月日	⑤ 有効期間	⑥ 求人数	⑦ 職種	⑧ 就業場所	⑨ 雇用期間	⑩ 賃金	⑪ 職業紹介の取扱状況						備考	
									紹介年月日	求職者氏名	採否結果	採用年月日	雇用期間	無期雇用就業者に関する事項等		
										転職勧奨禁止期間	6か月以内の離職状況 (a),(b)のいずれかを記載					
6-1	株式会社〇〇電機工業 名古屋市中区三の丸〇-〇 総務部長 〇〇 〇〇 052-000-0000	R6.1.10	R6.4.30	1	電気部品製造	株式会社〇〇 電機工業 名古屋中工場 名古屋市中区錦 〇-〇-〇	無期	月給 22~26 万円	R6.3.28	〇〇 〇〇	不採用		〇無期 〇有期			
								R6.3.28	△△ △△	採用	R6.4.15	<input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期	R8.4.14	(a)調査により確認 ・6か月以内に離職したか <input checked="" type="checkbox"/> 離職 <input type="checkbox"/> 離職せず <input type="checkbox"/> 不明 調査日: R6.11.1 調査方法: 電話確認 (b)返戻金制度に基づく返金で確認 ・6か月以内の離職による返金 <input type="checkbox"/> 返金有 <input type="checkbox"/> 返金無	R6.4.10充足により 求人取消	

求職管理簿について

求職管理簿の記載事項

- ① 求職者の氏名
- ② 求職者の住所
- ③ 求職者の生年月日
- ④ 求職者の希望職種
- ⑤ 求職受付年月日
- ⑥ 求職の有効期間
- ⑦ 職業紹介の取扱状況

求職管理簿の記載例

求職管理簿

[有効期間の終了後2年間保存]

① 求職者の氏名 ② 住 所 ③ 生年月日	④ 希望職種	⑤ 受付年月日	⑥ 有効期間	⑦ 職業紹介の取扱状況							備考		
				紹介年月日	求人受理番号	求人者の氏名又は名称	採否結果	採用年月日	雇用期間	無期雇用就職者に関する事項等			
										転職勧奨禁止期間		6か月以内の離職状況 (a),(b)のいずれかを記載	
★★ ★★ 名古屋市中区□□ ○-○-○ 平成11年1月22日	電気機器組立	R5.12.15	R6.2.28	R6.1.25	6-2	〇〇鉄工株式会社	不採用						R6.2.28 有効期間満了のため求職取消
				R6.2.15	6-1	株式会社〇〇電機工業 名古屋中工場	不採用						
△△ △△ 名古屋市中区□□ ○-○-○ 平成7年11月21日	電気機器組立	R6.3.25	R6.5.31	R6.3.28	6-1	株式会社〇〇電機工業 名古屋中工場	採用	R6.4.15	☑無期 □有期	R8.4.14	(a)調査により確認 ・6か月以内に離職したか □離職 ☑離職せず □不明 調査日: R6.11.1 調査方法: 電話確認 (b)返戻金制度に基づく返金で確認 ・6か月以内の離職による返金 □返金有 □返金無	R6.4.15 就職のため求職取消	

手数料管理簿について

手数料管理簿の記載事項

- ① 手数料を支払う者の氏名又は名称
- ② 徴収年月日
- ③ 手数料の種類 (求人受付手数料、求職受付手数料、求職者手数料、紹介手数料等)
- ④ 手数料の額 (徴収した手数料の額、第二種特別加入保険料を徴収している場合はその額)
- ⑤ 手数料の算出の根拠 (手数料の算出根拠となった賃金、割合等)

手数料管理簿の記載例

手数料管理簿

[手数料の徴収完了
後2年間保存]

① 手数料を支払う者の 氏名又は名称	② 徴収年月日	③ 手数料の種類	④ 手数料の額		⑤ 手数料の算出根拠	備考
			手数料(※)	第二種特別 加入保険料	賃金、割合等	
届出制手数料を徴収する事業所の場合						
〇〇鉄工株式会社	R6.11.25	求人受付事務費用 紹介手数料	601,000円		求人受付事務費1,000円 成功報酬(★★★分) 賃金総額300万円×20%=60万円	

⑤ 職業紹介事業者に係る情報提供

職業紹介事業者は、厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」において、職業紹介の実績等に関する情報提供を行うことが義務づけられています。

厚生労働省職業安定局
人材サービス総合サイト

HOME 問い合わせ先 サイトマップ

文字の大きさ 小 中 大

雇用の安定

本サイトでは、労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業一覧をはじめ、労働者派遣事業・職業紹介事業等の制度の周知や最新情報の提供を行っています。

人材サービス総合サイトについて

★は令和7年4月施行

情報提供する項目

- ① 各年度(各年の4月1日～翌年の3月31日)に就職した者の数
- ② ①のうち、無期雇用就職者の数
- ③ ②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職した者の数
- ④ ②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職したかどうか判明しなかった者の数
- ⑤ 紹介手数料率の実績★
- ⑥ 手数料に関する事項(手数料表の内容)
- ⑦ 返戻金制度に関する事項(導入の有無及び導入している場合はその内容)
- ⑧ その他、職業紹介事業者を選択する際に参考となる情報(任意)

⇒求職者及び求人者が適切な職業紹介事業者を選択することを可能にする。

その他の事業運営

募集情報等提供事業について

☆は令和4年10月施行

★は令和7年4月施行

1 募集情報等提供に該当するサービス☆

- ・ 求人メディアや求人誌など、求人企業から依頼を受けて求人情報を提供する
- ・ 人材データベースなど、求職者から依頼を受けて求職者情報を求人企業に提供する
- ・ 求人情報・求職者情報を収集（クロージング）して提供する
- ・ 他の求人メディアに掲載されている求人情報を転載する

2 特定募集情報等提供事業者の届出☆

- ・ **特定募集情報等提供事業者**（労働者になろうとする者に関する情報を収集する募集情報等提供事業者）については**届出の義務**があること。
- ・ 年に1度、**事業の概況を報告**する必要があること。

3 労働者になろうとする者への金銭等提供の禁止、求人者への利用料金、違約金等の明示★

- ・ 労働者になろうとする者に、金銭等の提供は好ましくなく、社会通念上相当と認められる程度を越えて、金銭などを提供することは行わないこと。
- ・ 求人者に対して、利用料金、違約金等について明示を行うこと。

- **職業紹介事業の他に、募集情報等提供事業を実施している場合には、当該規定が適用されること。**

おわりに

以上で、職業紹介事業に関する説明は
終わりです。

ご視聴ありがとうございました。